

岩手県告示第5号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第427号）で公示した公共測量を終了した旨金ケ崎町長から次のとおり通知があった。

令和5年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 胆沢郡金ケ崎町地内
- 2 実施した期間 令和4年5月31日から同年11月21日まで
- 3 実施した公共測量の種類 地図情報レベル2500数値地形図作成